

様式第3号（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

岡山市長

印

岡山市立放課後児童クラブ入所不許可（保留）通知書

申請のありました児童クラブの入所については、次の理由により不許可となりましたので通知します。ただし、利用可能となり次第、改めて入所の許可の通知をします。

児童の氏名	
児童の生年月日	
入所を希望する 児童クラブ名	
不許可の理由	

※教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。